

管理コード	要請事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
010010	求職者支援訓練等の公共事業を促進するため、求職者支援訓練を案内する配布物の配布のための道路使用許可期間の延長	道路交通法第77条同第78条	道路使用許可については、道路交通法第77条第1項において、同項各号のいずれかに該当する行為について当該行為に係る場所を管轄する警察署長の許可を受けなければならないと規定しており、同条各号及び第78条において許可申請の手続等を定めているが、許可期間についての法令の明文の規定はない。	道路交通法第77条、第78条では、一般交通において交通の危険・妨害が生じることを防止するため、警察署長の許可を受けるべく、申請手続しなくてはならないと規定している。道路使用許可期間中は、申請1回につき2週間となり、手数料は1回2000円前後とされており、これを求職者支援訓練等、公共事業に関する案内の配布物の配布については、申請1回につき2週間と比べて、申請手続しなくてはならないと規定している。道路使用許可期間中は、申請1回につき2週間となり、手数料は1回2000円前後とされており、これを求職者支援訓練等、公共事業に関する案内の配布物の配布については、申請1回につき2週間と比べて、申請手続しなくてはならないと規定している。	求職者支援訓練等の公共事業を案内する配布物の配布のための道路使用許可申請期間の延長による、求職者支援訓練等の公共事業の告知の拡大、認知度アップおよび事業の活性化。	E	-				E	-		株式会社東京リーガルマインド	東京都	警察庁	
010020	求職者支援訓練等の公共事業を促進するため、求職者支援訓練を案内する配布物の配布のための道路使用許可申請手数料の減免	道路交通法第77条同第78条	道路使用許可の手数料については、各都道府県の条例、規則により定められている。	道路交通法第77条、第78条では、一般交通において交通の危険・妨害が生じることを防止するため、警察署長の許可を受けるべく、申請手続しなくてはならないと規定している。道路使用許可期間中は、申請1回につき2週間となり、手数料は1回2000円前後とされており、これを求職者支援訓練等、公共事業に関する案内の配布物の配布については、申請1回につき2週間と比べて、申請手続しなくてはならないと規定している。	求職者支援訓練等の公共事業を案内する配布物の配布のための道路使用許可申請手数料の減免による、求職者支援訓練等の公共事業の告知の拡大、認知度アップおよび事業の活性化。	E	-				E	-		株式会社東京リーガルマインド	東京都	警察庁	
010030	世界に認められる、21世紀のばらばらなデジタル市場を構築し、求職者支援訓練を案内する配布物の配布のための道路使用許可申請手数料の減免	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第23条第1項第1号	ばらばらな営業は、客に遊技球又は遊技メダルを貸し出し、客が遊技球等で遊技をした結果に応じて客に賞品を提供する営業であるところ、その営業の形態によっては客の射率心を著しくそのおそれがあるため、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(以下「法」という。)において、ばらばらな営業を営もうとする者は、あらかじめ都道府県公安委員会の許可を受けなければならないこととしている。	ばらばらな営業店による社会貢献活動の推進。ばらばらな営業店内にはばらばらな営業とは無関係の第三者(社会福祉団体・NPO等)による、賞品・賞メダル返却所の設置を行い、遊技客が簡単に申し込めやすく、安心安全な店内で賞品・メダルの返却を行うことが出来るシステム。	警察庁の犯罪統計により、少人数で多額の現金を扱う無防備な「ばらばらな産品買取所」に対する凶悪犯罪が、いっぺんに激増する現実を鑑み(平成23年度、認知件数18件)、改めてご提案させていただきます。これらの凶悪犯罪を完全に無くし、グローバル時代によって日本でも拡大傾向にあるばらばらな世界で楽しんでも頂くために、新しい賞品交換システムモデルが必要であります。具体的にはせり上げのしつかりした設備のあるばらばらな営業店内で「賞品・賞メダルの買戻しを行い、遊技の結果に応じて現金を希望するお客様に対し、ばらばらな営業店が風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則に定められた「賞品・賞メダル」と同額の現金で、ばらばらな営業店内で運営する第三者(社会福祉団体・NPO等)が買戻すことが出来るシステムです。このシステムの採用により、文脈によるごめ、従来行われていた不明瞭で不健全な三店方式と呼ばれる賞品交換システムによる必要経費を無くし、その経費により社会貢献を目的としたばらばらな産品の地元への直接供給(社会福祉目的の施設)を行うことができます。つまりばらばらなを今以上にコントロールできる健全な社会貢献を実現出来るシステムになります。その結果世界中の人々に本当のばらばらなを楽しむ素晴らしさを知っていただき、そして「健全なばらばらな産品」を認めて頂くことにより、ばらばらな産品が、カラオケ、漫画、ゲーム、アニメ等のように、初めて世界中に輸出できる体制となり、新たなエンタメとして輸出圏での大衆レジャーと地元への社会貢献が出来るのであります。						C	I		株式会社玉越	愛知県	警察庁	
010040	世界に認められる、21世紀のばらばらなデジタル市場を構築し、求職者支援訓練を案内する配布物の配布のための道路使用許可申請手数料の減免	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第19条、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則(昭和60年国家公安委員会規則第1号)第35条第1項第2号	ばらばらな営業は、客に遊技球又は遊技メダルを貸し出し、客が遊技球等で遊技をした結果に応じて客に賞品を提供する営業であるところ、その営業の形態によっては客の射率心を著しくそのおそれがあるため、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(以下「法」という。)において、ばらばらな営業を営もうとする者は、あらかじめ都道府県公安委員会の許可を受けなければならないこととしている。	ばらばらな営業店による社会貢献活動の推進。ばらばらな営業店内にはばらばらな営業とは無関係の第三者(社会福祉団体・NPO等)による、賞品・賞メダル返却所の設置を行い、遊技客が簡単に申し込めやすく、安心安全な店内で賞品・メダルの返却を行うことが出来るシステム。	現在の社会情勢を鑑み、再度ご提案させていただきます。ばらばらな賞品金額は昭和53年(1978年)に1個につき3円から、51個につき4円を超えないことに変更されてから昭和30年以上も経過がながれております。ばらばらなからばらばらな金額の上限の改定を促す必要があるため、賞品・賞メダルの金額は法律により担保された遊技機により営業を行っており、18歳未満の者を客として立入ることを禁止している等、適度な射率性を保った最大の公衆娯楽営業であります。地域により、遊技客が安心して賞品・賞メダルの買戻しを行うことが出来、賞品・賞メダルの買戻しは、ばらばらな営業店が風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定められた「賞品・賞メダル」と同額の現金で、ばらばらな営業店内で運営する第三者(社会福祉団体・NPO等)が買戻すことが出来るシステムです。このシステムの採用により、文脈によるごめ、従来行われていた不明瞭で不健全な三店方式と呼ばれる賞品交換システムによる必要経費を無くし、その経費により社会貢献を目的としたばらばらな産品の地元への直接供給(社会福祉目的の施設)を行うことができます。つまりばらばらなを今以上にコントロールできる健全な社会貢献を実現出来るシステムになります。その結果世界中の人々に本当のばらばらなを楽しむ素晴らしさを知っていただき、そして「健全なばらばらな産品」を認めて頂くことにより、ばらばらな産品が、カラオケ、漫画、ゲーム、アニメ等のように、初めて世界中に輸出できる体制となり、新たなエンタメとして輸出圏での大衆レジャーと地元への社会貢献が出来るのであります。						C	I-III		株式会社玉越	愛知県	警察庁	
010050	ばらばらな営業店における賞品最高限度額の引上げを認める。	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第19条、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則(昭和60年国家公安委員会規則第1号)第35条第3項	ばらばらな営業は、客に遊技球又は遊技メダルを貸し出し、客が遊技球等で遊技をした結果に応じて客に賞品を提供する営業であるところ、その営業の形態によっては客の射率心を著しくそのおそれがあるため、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(以下「法」という。)において、ばらばらな営業を営もうとする者は、あらかじめ都道府県公安委員会の許可を受けなければならないこととしている。	ばらばらな営業店による社会貢献活動の推進。ばらばらな営業店内にはばらばらな営業とは無関係の第三者(社会福祉団体・NPO等)による、賞品・賞メダル返却所の設置を行い、遊技客が簡単に申し込めやすく、安心安全な店内で賞品・メダルの返却を行うことが出来るシステム。	現在ばらばらな営業店では、賞品として多種多様な品揃えを行い遊技客に提供しているところではありますが、現在の賞品の最高限度額は、平成2年にそれまでの最高限度額3千円から1万円まで引き上げられた後、20年以上経過しており、今日に至るまでその当時の水準を維持して、遊技客の健康ブームや消費者の高齢志向により、現行の1万円を超えない等の物品では必ずしも遊技客に満足いく賞品を提供しているとはいえず、上限を3万円に引き上げることにより、貯金・再プレー制度の活用と相まって今よりも一層多様な多様な商品を提供することが出来ます。また今日の建築に現在の社会情勢を鑑み、例えばその商品の上限を3万円に引き上げると遊技機に多大の影響はないかと懸念されていることにはならないと考えられます。また、1万円の賞品を3個獲得する場合と、1個3万円の賞品を1個獲得する場合、これら2つの賞品獲得手段は、1万円の賞品3個と3万円の賞品1個の獲得方法のどちらかであったとしても、(例えば3万円の賞品1個を遊技客が獲得した場合はそれだけで著しく射率心をそそられるとは決して言えないのであります。風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律により担保された遊技機を設置し営業を行っているばらばらな営業店は、適度な射率性を保った健全な娯楽産品であり、例えば賞品最高限度額を現在の1万円から3万円に引き上げたとしても、「著しく射率性をそそる行為」には何ら抵触することは無いと思われず。						C	I-III		株式会社玉越	愛知県	警察庁	
010060	ばらばらな営業店における賞品として、地域振興券(商品券)の提供を認める。	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第23条第1項第1号	ばらばらな営業は、客に遊技球又は遊技メダルを貸し出し、客が遊技球等で遊技をした結果に応じて客に賞品を提供する営業であるところ、その営業の形態によっては客の射率心を著しくそのおそれがあるため、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(以下「法」という。)において、ばらばらな営業を営もうとする者は、あらかじめ都道府県公安委員会の許可を受けなければならないこととしている。	ばらばらな営業店による社会貢献活動の推進。ばらばらな営業店内にはばらばらな営業とは無関係の第三者(社会福祉団体・NPO等)による、賞品・賞メダル返却所の設置を行い、遊技客が簡単に申し込めやすく、安心安全な店内で賞品・メダルの返却を行うことが出来るシステム。	ばらばらな産品が日本(地域社会)の経済回復に貢献する。全国各地の地域商店街で、大型店(スーパー)の進出、消費一歩の多様化、後継者不足に加え地域閉鎖性が強化する等、商業環境が変化の一歩の為に、その経営がますます厳しくなっています。これを低価格で販売する商店街の活性化対策の一として、改めて「商品券」の持つ個人の消費意欲を喚起する助動性が期待されています。ばらばらな産品が各地域によって経済発展の中心をなすよう地域通貨(商品券)は地域振興券による限定商品券を賞品として提供することにより、地域経済の発展に大いに貢献できると考えられるのであります。						C	I		株式会社玉越	愛知県	警察庁	

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁	
010070	ばちんこ営業店における賞品として、宝くじの提供を認める。	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第23条第1項第1号	ばちんこ営業は、密に遊技球又は遊技メダルを貸し出し、客が遊技球等で遊技をした結果に応じて客に賞品を提供する営業であるところ、その営業の形態によっては客の射率心を著しくそそおそれがあるため、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(以下「法」という。)において、ばちんこ営業を業とする者は、あらかじめ都道府県公安委員会の許可を受けなければならないこととしている。 そして、法は、著しく客の射率心をそそおそれのある遊技機の設置を禁止しているほか、現金又は有価証券を賞品として提供することを禁止している。	ばちんこ営業店が遊技の結果に応じ、宝くじを賞品として提供することが出来る。	日本で生まれ大変娯楽に発展したばちんこは、戦後より実は大勢のファンを支持を得て現在に至っています。「ばちんこ営業店」が賞品に宝くじを提供することにより、遊技客に夢を与え、また宝くじを仕入れることにより、当せん金付証券法上の宝くじ収益金増加が見込まれ、その収益金が公共事業等に使われることにより社会貢献を行う娯楽産業に発展する事が可能になります。	C	I	ばちんこ営業に係る賞品として、有価証券に該当する宝くじの提供を可能とするについては、当該営業について著しく客の射率心をそそおそれが生じるとともに、当該営業が賭博罪に当たる行為を行っているとの評価を受ける可能性があることから、認められない。			C	I			1 0 3 0 0 5 0	株式会社五越	愛知県	警察庁	
010080	ミニカーの運転免許の緩和	道路交通法第84条 同第85条 同第88条	道路交通法第84条及び第85条の規定により、普通自動車運転しようとする者は、普通自動車免許を受けなければならない。 道路交通法施行令は、普通自動車のうち一定の大きさ以下の原動機を有するものを「ミニカー」といい、乗車人員及び積載物の重量について特別の定めを置いている。	ミニカーの運転免許について、現行の道路交通法では、自動車の扱いとなり、普通免許が必要となるため、16歳以上でなければ取得できないこととなるが、同車同様の運転に関して、普通免許より簡易の新たな免許制度を新設するか、または、普通自動車免許等の免許で運転を可能とすることにより、16歳以上であれば免許取得を可能とする。	現在、運転には普通免許を要するミニカーについて、免許要件を緩和し、環境に優しいミニカーの普及拡大を目指す。 具体的には、現行の道路交通法令では、運転には普通免許が必要な、1人乗りのミニカーについて、普通自動車二輪免許以下の免許による運転を認める、又はより簡易な新たな運転免許区分での運転を認めることにより、16歳以上であれば免許取得を可能とする。 なお、本件要望には「普通自動車二輪免許等の免許で運転を可能とすることにより、16歳以上であれば免許取得を可能とする」とあるが、16歳以上の者が取得することができる運転免許で運転することである自動車(普通自動車、小型特殊自動車、原動機付自転車)と、ミニカーの特性が異なることは先に述べたとおりであるから、当該運転免許を受けたことを理由としてミニカーの運転を認めることはできない。	C	I	本件要望は、18歳に満たない者のうち16歳以上のものが、総排気量については0.050リットル以下、定格出力については0.60キロワット以下の原動機を有する普通自動車(以下「ミニカー」という。)を運転することができる運転免許を取得することができるようにするものと解される。 ミニカーは、現行の道路交通法上の普通自動車であるが、その理由は ① 一般に、車重を有していること、後進できる機能を有していること、丸ハンドルであること等から、その構造、機能及び外見が他の普通自動車と共通すること ② 現実の交通の場面においては、車線変更、右左折、後退等について、他の普通自動車と同様の注意力、運転感覚、運転技能が必要とされ、特に、普通自動車と異なること ③ 構造上15年ロータール軸距を越える速度を出すことができない小型特殊自動車と比較して、高い速度で走行することが可能であること等の特性を有するためである。 このように、ミニカーは、小型特殊自動車より高い速度の中で、自動二輪車等よりも高度な注意力や運転技能等により運転しなければならない。すなわち、ミニカーは、普通自動車を運転するのと同等の運転技能等が求められることから、これを運転することができる運転免許を普通自動車免許と区別し、より簡易な運転免許試験等を導入すること又はミニカーに係る運転免許を取得することができる年齢を引き下げることは望ましい。 なお、本件要望には「普通自動車二輪免許等の免許で運転を可能とすることにより、16歳以上であれば免許取得を可能とする」とあるが、16歳以上の者が取得することができる運転免許で運転することである自動車(普通自動車、小型特殊自動車、原動機付自転車)と、ミニカーの特性が異なることは先に述べたとおりであるから、当該運転免許を受けたことを理由としてミニカーの運転を認めることはできない。	右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	本提案が認められない理由として、16歳以上の者が取得することができる運転免許で運転することの自動車等(普通自動車二輪車、小型特殊自動車、原動機付自転車)とミニカーとの特性の違いが挙げられているが、その一方でミニカーとミニカー以外の普通自動車の特性の違いは一切論じられず、ミニカーとミニカー以外の普通自動車を一括りに「同等の運転技能等が求められる」と断じられている。 そこで、可能であれば、車両の安全基準その他ミニカーとミニカー以外の普通自動車の特性等の違いについても十分に検討して頂いたうえで、引き続き本規制緩和提案の実現の余地をご検討頂ければ幸いです。	C	I	ミニカーとは、道路交通法上の普通自動車のうち、総排気量については0.050リットル以下、定格出力については0.60キロワット以下の原動機を有するものを指し、 ① 一般に、車重を有していること、後進できる機能を有していること、丸ハンドルであること等から、その構造、機能及び外見が他の普通自動車と共通すること ② 現実の交通の場面においては、車線変更、右左折、後退等について、他の普通自動車と同様の注意力、運転感覚、運転技能が必要とされていること等の特性を有していることから、安全な運転に必要な適性、技能及び知識は、他の普通自動車と異なるものではない。したがって、ミニカーを運転するためには普通自動車免許が必要であり、また、ミニカーについて運転免許を取得することができる年齢を引き下げることは望ましい。 なお、運転免許の種類は、運転することのできる自動車等の運転特性等に応じて定められているところであり、普通自動車二輪車、小型特殊自動車又は原動機付自転車に係る免許については、車体の大きさ等が比較的小さいことや、走行速度が低いこと等に鑑み、普通自動車免許より低い資格年齢が定められているところである。			1 0 3 5 0 1 0	個人	群馬県	警察庁